

序章

1. はじめに

順天堂は、1838（天保9）年、学祖・佐藤泰然が江戸薬研堀（現在の東日本橋）に開塾した西洋医学塾に端を発し、今に繋がる日本最古の医育機関である。建学以来、学是「仁」、理念「不断前進」を掲げ、人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心を大切にしつつ、常に高い目標を掲げ努力を重ねてきた。2013（平成25）年には、創立175周年を迎え、その記念事業として、キャンパス・ホスピタル再編事業を推進しており、本郷・お茶の水地区では、センチュリータワーを取得し、「新大学本部+教育棟」として整備するとともに、既存の建物を取り壊して「新病院棟」及び「新研究棟」を建設し、新世代にふさわしい拠点としての構造と機能の強化・充実を図っている。本郷・お茶の水地区以外の各キャンパスや附属病院においてもキャンパスの再整備や増床に伴う病院の増改築等を進めている。また、2015（平成27）年4月、国際的に活躍する人材育成を目標として、第5番目の学部となる国際教養学部を開設した。現在本学は、“今、ふたたび「仁」”を掲げ、5学部3研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として、教育・研究・医療を通して国際レベルの社会貢献と人材育成を進めている。

国際的な評価として、医学部では、2016（平成28）年6月、世界医学教育連盟（WFME）の国際認証を取得すべく、日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育評価基準日本版を受審している。医学部附属順天堂医院では、2015（平成27）年12月、医学教育とヒトに関する研究のプログラムを兼ね備えた大学病院の本院として、わが国で初めて国際病院認証（Joint Commission International：JCI）を取得している。

2. 自己点検・評価における基本方針

本学は、自己点検・評価の実施目的を、以下のとおり、「順天堂大学学則」及び「順天堂大学大学院学則」にそれぞれ定めている。

<順天堂大学学則>

第1条 順天堂大学(以下「本学」という。)は教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学、看護学及び国際教養学の理論と実際を教授・研究するとともに、全人教育をもって心身共に健全な公民を育成することを目的とし、科学及び技術の水準を高め文化の進展に寄与し、地域社会や国際社会の発展と人類の福祉に貢献することをその使命とする。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

<順天堂大学大学院学則>

第1条 順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

序章

自己点検・評価体制については、「学校法人順天堂自己点検・評価に関する規程」を整備している。本学では、同規程に基づき、定期的に自己点検・評価を行ってきた。また、その客観性・妥当性を確保するために、7年おきに公益財団法人 大学基準協会の認証評価を受審することとしている。今回（第10次）の自己点検・評価は、評価対象年度を、2015（平成27）年度として、次の3つの基本方針に基づき実施した。

<基本方針>

- 1) 大学基準協会の10項目による大学基準に係る点検・評価項目に従い、その充足状況を記述するとともに、内部質保証システムが有効に機能していることについて根拠資料をもとに説明する。
- 2) 教育・研究等の「質の保証」と「質の向上」に向けた取り組みにおいて、本学の固有性が確保されていることを説明する。
- 3) グローバル化進展の中で、大学教育の国際的通用性をどのように確保しているかについて説明する。

医学部附属病院については、医師・看護職（看護師・保健師・助産師）養成における役割・機能の視点から点検・評価を行っている。

3. 前回の認証評価結果に対する本学の対応

本学は、2009年度に大学基準協会の認証評価を受審し、2010（平成22）年3月、同協会の大学基準に適合している旨の評価認定を受けている（2010（平成22）年4月から2017（平成29）年3月まで）。

その際、7項目の助言が付されたが、大学運営連絡協議会や当該学部・研究科における教授会・研究科委員会において検討し、改善を図った。2013（平成25）年4月、同協会から、同助言に対する改善報告書と完成年度に達していない大学院医療看護学研究科の完成報告書の提出を求められ、同年7月に両報告書を提出した。これに対する回答として、2014（平成26）年3月に同協会より、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないという内容の検討結果（通知）を受理した。2016（平成28）年には、第2期にあたる同協会の認証評価を受審する。

2016（平成28）年8月

自己点検・評価運営委員会委員長
順天堂大学 学長 新井 一

4. 根拠資料における「各部署の整理No.」について

「各部署の整理No.」欄では、原稿担当部署を明確とするため、下記のとおり略記しております。

根拠資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
資料2-1	総務2-1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
資料2-2	総務2-2	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

総務	2-	1
↑	↑	↑
部署略記※	章番号	資料番号

※部署略記は以下のとおり

部署略記	組織名
医	医学部
ス	スポーツ健康科学部
医看	医療看護学部
保看	保健看護学部
国教	国際教養学部
院医	大学院医学研究科
院ス	大学院スポーツ健康科学研究科
院看	大学院医療看護研究科
再編	大学キャンパス・ホスピタル再編事業事務局
企画	企画調査室
I R	情報戦略・I R推進室
総務	総務課
文広	文書・広報課
人事	人事課
財務	財務課
管財	管財課
施設	施設課
情	情報センター
学メ	学術メディアセンター
臨支	臨床研究支援センター
研推	研究推進センター
国交	国際交流センター
社連	社会連携推進室
臨修	臨床研修センター